

## 教育関係法令を新自由主義的な国家統制法に変質させる教育三法案に断固反対します！

中教審による本格的な検討もなく、国会による厳密な審議も保障することなく、学校制度、教育委員会制度、教員免許制度の基本原則を変更することは許されません！

2007年4月19日

教育基本法改正情報センター

1 去る3月30日、政府は、学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、および教員免許法を改正する法案（以下、教育三法案）を衆議院に提出した。4月13日には、教育三法案を審議するために45人の委員からなる「教育再生に関する特別委員会」の設置が衆議院本会議において決定され、4月17日の衆議院本会議において教育三法案の趣旨説明と代表質問が行われた。

2 「4」以下に示すように、教育三法案は、内容的には、昨年12月22日に公布・施行された06年教育基本法を具体化するものであり、学校法、地教行法、教免法の基本原理に看過できない重大な変更を加えるものとなっている（4月8日に開催した緊急集会における報告要旨も参照のこと）。

しかし、法案作成手続は、その内容の重大性に比し、あまりに拙速かつ杜撰であったといわざるを得ない。教育再生会議第1次報告が1月24日に公表された2週間後の2月6日に、文科大臣による中教審へ審議要請がなされ、それを受けてわずか1ヶ月後の3月10日に、中教審は答申「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」を文科大臣に提出した。中教審による審議と答申は、兎にも角にも中教審の審議を経たというアリバイ作りに等しい。事実、教育再生会議第1次報告における提案が教育現場に及ぼす影響等の検証、教育関係者からの意見聴取およびその意見の反映はきわめて不十分であった。中教審は、現在にあっても専門家および国民各層の文科行政への参加の仕組みとしては不十分であるが、そのような不十分な仕組みさえも無に帰すものであったと言わざるを得ない。

しかも、6月下旬の会期末までに法案を成立させたいという思惑に基づいてのみ、特別委員会による集中審議方式で行うことは、教育三法の実効的審議にとっての決定的な障害となる。教育三法案は、教育および教育行政の基本原則に関わる条文を改正し、あるいは、行政組織に関わる技術的条文を改正するなど、改正の内容は複雑多岐にわたるので、その

審議は法案の条文ごとに慎重かつ丁寧に行われ、かつ、毎回、前回の議事録を精査して慎重に行われて初めて、実効的な審議が可能となるはずである。しかるに集中審議方式では、議事録を確認し、それを踏まえて、追加の調査・検討を行う時間が保障されない。連日の審議は国会の審議権を事実上否定することにつながる。なお、参議院では、次の特別委員会の委員長が持ち回りで野党に配分されることから、参議院では特別委員会による集中審議方式は取られず、常置委員会である文部科学委員会によって審議されているとの情報が伝わっている。このことから、衆議院における特別委の設置の政治的意図は明白である。

**3** 本センターは、教基法「改正」反対運動に関わったすべての市民・団体に、再び反対の声をあげ、教育三法案の危険性をすぐに広めることを訴えるとともに、政府、与党、野党に以下のことを求める。

- ① 政府・与党に、今国会中の教育三法案の成立という参議院選挙をにらんでの政治的思惑に基づく国会運営をやめること。具体的には、全会派一致原則に基づいて特別委の運営を行なう他、ゆとりを持った運営を行なうことにより、特別委員長と国民が法案と委員会における質疑を検討し、その問題点を議論、共有する時間を保障することを求める。
- ② 野党に、特別委において徹底的に論戦を行い、法案の有している数々の問題点を国民の前に明らかにすることを求める。

#### **4 内容的問題点 その1—新自由主義に基づく教育の国家統制法—**

教育三法案の内容をめぐる問題点の第1は、統制、競争、格差を内容とする新自由主義的な教育の国家統制を確立しようとしていることである。学習指導要領に基づく学力テストの実施を学校評価の方法として学校に義務付けることにより、文科大臣が、学校を直接支配することも可能とされている。地教委に対する文科省の管理権限が強化され、また、教育委員会の合議制機関としての実質が形骸化されることにより、教育委員会の文科省依存体質が強化されている。

具体的には、

- ① 文科大臣の教育内容に関連して有している決定権限を「教科に関する事項」から「教育課程に関する事項」にまで拡大することにより（学校法改正案33条）、教科目名と時間数（単位数）を超えて、教科で教えられるべき内容とその配列を決定する権限を、文科大臣に、明示的に与え、学習指導要領の法的拘束力を正当化しようとしていること。
- ② 「文科大臣の定めるところにより」、その教育活動と学校運営の評価を行なうこと、および、その評価を公表することを学校に義務付けることにより（学校法改正案42条、43条）、学習指導要領に基づいて作成される全国学力テストへの参加を、文科大臣が、教育委員会の判断を抜きにして、学校に直接義務付けることを可能にしていること。またこの義務付けは私立学校にも及ぶので、文科大臣の定める施行規則

の作り方次第で、私立学校が学力テストから逃れることができなくなること（なお、4月24日に実行される全国学力テストには私学の約40%が不参加であった）。

- ③ 文科省と自治体における教育行政との関係について「国との適切な役割分担および相互の協力」との一般原則を規定することにより（地教行法改正案1条の2）、先の①および②に示された文科大臣の権限に教育委員会が服従すべきことを正当化しようとしていること。
- ④ 法令違反により、「児童、生徒などの教育を受ける機会を妨げ」、あるいは、「教育を受ける権利が侵害されていることが明らか」な場合に、教育委員会に対する是正要求をなす文科大臣の権限を規定し（地教行法改正案49条）、学習指導要領に従わない場合、および学テに参加しない場合においても文科大臣が是正要求をなしうるようにしていること。私立学校についても、都道府県知事に、「学校教育に関する専門的事項について助言又は援助」を都道府県教委に求める権限を付与することにより（地教行法27条の2）、知事を通して私立学校に対する支配を及ぼそうとしていること。
- ⑤ 教育委員会の権限を教育長に委譲できることとするにより（地教行法改正案26条）、教育委員会の合議機関としての性格を弱め、教育長の権限を強化し、結果、教育委員会の文科省への依存を強化していること。

## 5 内容的問題点 その2—教師の専門家としての意味の変質、学校の階層化、そして、教師の地位の不安定化—

教育三法案の内容上の問題点の第2は、教師の専門家としての内実を大きく変化させ、学校組織を階層化し、その末端に教師を置き、かつ、教師の身分を不安定化させようとしていることである。

具体的には、

- ① 10年毎の免許更新制度を創設し、免許更新講習の受講を義務付けることにより（教免法改正案9条、9条の2、9条の3）、教員免許状の意味を、教職に就いてから、学校内外における、単独または共同による研究と修養を通して自らの専門的能力を向上することのできる基礎的能力を有していることの証明から、学校外部で開発され、その陳腐化が予定されている「最新の知識技能」（9条の3、1号）を有していることの証明へと変更していること。それにより、教師の専門家としての意味が、現場での経験と共同を通じてより良き教育を自ら開発し、実践していく者から、外部で開発された知識を学校外であてがわれ、それを学校に輸入して、実行していく者へと変質していること。
- ② 副校長、主幹教諭、指導教諭を新たな職として創設することにより（学校法改正案27条、37条、60条）、学校を階層的に構成し、教師の仕事を、校長以下、副校長→主幹教諭→指導教諭→教諭という上意下達構造の最下層に位置づけようとしていること。
- ③ 分限免職を受けた教師の教員免許の「取り上げ」を規定し（教免法改正案11条）、

子どもとの関係でその教育実践に問題がない場合であっても、現在の政府の教育内容干渉的施策に関わって、校長の行政追隨的な姿勢を批判し、校長の指示を継続的に拒否すれば、分限免職を行なうという分限制度の脱法的運用に基づいて、教師の身分を不安定化させ、教師を上意下達の構造に服従させる危険性があること。

## 6 内容的問題点 その3—高校教育の多様化路線の追認とその促進—

教育三法案の内容上の問題点の第3は、単線型の学校体系を表現していた現行法の小中高の目的規定を改正して、文科省が行ってきた高校教育の実質的複線化を正当化し、さらにそれを推し進めることを可能にしようとしていることである。これは、現行法における単線型の教育制度の基礎にある、共通の教育をできるだけ長期間子どもに受けさせるという教育の機会均等理念を否定し、学校制度の全面的な複線化に途を開くものである。袋小路の学校制度が創設され、さらには、大学の全面的な多様化が促される危険性がある。

具体的には、

- ① 小学校および中学校を「義務教育としての普通教育」に位置付け、高校を「高等な普通教育」に区別することにより（学校法改正案21条、50条）、子どもの人間としての成長発達に合わせて中学校の延長線上に高校が位置付けられるべきという考え方を内容としていた中等教育という概念を曖昧にしていること。
- ② 高校の目的の中に新たに「進路に応じて」という文言を導入することにより（学校法改正案50条）、高校における大学準備教育と職業準備教育の分化を正当化していること。

## 7 内容的問題点 その4—義務教育の比重の教科教育から道徳教育へ移行—

教育三法案の内容上の問題点の第4は、義務教育の比重を、教科教育から道徳教育へと大きく移行させ、あわせて、幼稚園教育を、そのような道徳教育の準備教育に変質させていることである。

具体的には、

- ① 義務教育としての普通教育の目標の前半部分に、「伝統」「生命及び自然」「規範意識」「公共の精神」「家族と家庭」等の徳目を規定することにより（学校法改正案21条）、学校法の目標規定の意味を、教科目名導出基準から教化されるべき徳目基準へと大きく変質させていること。
- ② 幼稚園の目的に義務教育の「基礎を培う」と規定し（学校法改正案22条）、幼稚園の目標に「規範意識の芽生え」などを規定していること。

現行法と改正案における学校体系の異同

教育基本法改正情報センター(07年4月8日)

現行法			法案			
幼稚園	77条	幼稚園は、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。	幼稚園	22条	幼稚園は、義務教育およびその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健全な成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。	
小学校	17条	小学校は、心身の発達に応じて、初等普通教育を施すことを目的とする。	義務教育として行なわれる普通教育(21条)	小学校	29条	小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行なわれる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。
				小学校	30条	小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な限度において第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。
中学校	35条	中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育を施すことを目的とする。		中学校	45条	中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行なわれる普通教育を施すことを目的とする。
				中学校	46条	中学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。
高等学校	41条	高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。	高等学校	50条	高等学校は、中学校における教育の基礎のうえに、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。	
中等教育学校	51条の2	中等教育学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育並びに高等普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする。	中等教育学校	63条	中等教育学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行なわれる普通教育ならびに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする。	
大学	52条	大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。	大学	83条	①大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 ②大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	